

第54号（令和2年12月4日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】 3

【告示】

- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 4
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 7
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 8
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】 9
- △ 同【建築局都市計画課】 10
- △ 同【建築局都市計画課】 11

【公告】

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 12
- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 14
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 16
- △ 同【経済局商業振興課】 18
- △ 令和3年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却に関する一般競争入札の施行【環境創造局環境エネルギー課】 19
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 21
- △ 同【環境創造局水・土壌環境課】 22
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 23
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 24
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 25
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 26
- △ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】 27
- △ 横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】 28
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】 29
- △ 事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】 30
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 31
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 32
- △ 同【建築局調整区域課】 33
- △ 同【建築局調整区域課】 34
- △ 同【建築局調整区域課】 35

△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	36
△ 同 【建築局調整区域課】	37
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	38
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	39
△ 土地区画整理事業の換地処分【都市整備局市街地整備調整課】	40
【区公告】	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【鶴見区総務課】	41
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【保土ヶ谷区総務課】	42
【交通局】	
△ 公印の廃止【総務課】	43
【医療局病院経営本部】	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	44
【職員共済組合】	
△ 横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙立候補者の届出【共済課】	47
△ 横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙において当選人と決定した者の氏名等【共済課】	48

規 則

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第73号

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に改める。

第10条第3号及び第15条第1項第1号中「1年以内ごとに1回、定期的に、」を「毎年1回以上定期的に」に改める。

第17条第1項中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 758 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年11月1日	株式会社カストル	訪問介護 聖火 T s u r u m i	鶴見区下末吉五丁目8番43号	行動援護
同	学校法人岩谷学園	就労定着支援事業所『I ビリーブ』	西区桜木町7丁目45番地の2	就労定着支援
同	株式会社 R o d i n a	リワークセンター横浜西口	西区岡野一丁目12番15号	自立訓練（生活訓練）
同	株式会社 M & M ケア	ケアライツヘルパーステーション	南区真金町1丁目30番地	居宅介護、重度訪問介護
同	社会福祉法人幼年保護会	グループホーム ふぁん	磯子区森六丁目11番3号	共同生活援助
同	アイリス合同会社	アイリス訪問介護	金沢区釜利谷東七丁目2番17号	行動援護
同	株式会社 e n k o	同行援護事業所 e n k o	金沢区釜利谷南二丁目1番2号	同行援護
同	社会福祉法人秀峰会	楡の大樹ヘルパーステーション	港北区新横浜二丁目4番地の17	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	特定非営利	ねがいの木	戸塚区汲沢町47	短期入所

	活動法人湧	短期入所事業所	8番地の1	
同	特定非営利活動法人湧	ねがいの木	戸塚区汲沢町47 8番地の1	共同生活援助
同	株式会社H O P E	H O P E	港南区日野中央 一丁目6番22号	自立訓練（ 生活訓練） 、就労継続 支援B型
同	C r o p 合 同会社	プチハウス	港南区下永谷六 丁目8番4号	居宅介護、 重度訪問介 護、同行援 護
同	テクニカル ホーム株式 会社	わくわく・ いずみ	泉区弥生台28番 地の1	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護

横浜市告示第 759 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和2年7月31日	特定非営利活動法人セカンドライフ	メント	中区長者町5丁目75番地の1	居宅介護、同行援護
令和2年10月31日	株式会社フルライフ	フルライフ鶴見	鶴見区鶴見中央四丁目32番1号	同行援護
同	有限会社あおぞらステーション	あおぞらステーション	泉区中田南三丁目6番4号	居宅介護、重度訪問介護

横 浜 市 告 示 第 760 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 51 条 の 25 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和2年 10月1日	株式会社ラルゴ8	ラルゴ8	旭区中希望が丘 64番地の45

横 浜 市 告 示 第 761 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和2年12月4日

横 浜 市 長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年11月1日	グレイス在宅クリニック	中区元町3丁目13番地の9	病院又は診療所

横 浜 市 告 示 第 762 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区

上 白 根 町 後 谷 特 別 緑 地 保 全 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

旭 区 上 白 根 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 763 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区

大 倉 山 特 別 緑 地 保 全 地 区

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 地 内

横 浜 市 告 示 第 764 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別
緑 地 保 全 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 緑 地 保 全 地 区
長 津 田 町 長 月 特 別 緑 地 保 全 地 区
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
緑 区 長 津 田 町 地 内

公 告

横 浜 市 公 告 第 688 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 11 月 10 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 鶴 見 保 育 の 会	山 崎 和 子	鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 7 番 15 - 1 号	こ の 法 人 は 、 子 ど も と そ の 保 護 者 に 対 し て 、 子 ど も が 健 全 に 成 長 し て い く こ と に 関 す る 事 業 を 行 い 、 個 々 の 子 ど も 自 身 が 有 す る 育 つ （ 生 き る ） 力 を 十 分 に 引 き 出 す と と も に 、 子 ど も を 取 り 巻 く 環 境 が 安 全 で か つ 安 心 し て 子 育 て が で き る 社 会 の 実 現 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
令 和 2 年 11 月 18 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 屏 風 ヶ 浦 は ま っ 子 ク ラ ブ	内 藤 幹 夫	磯 子 区 中 原 二 丁 目 14 番 14 号	こ の 法 人 は 、 主 に 地 域 の 子 ど も た ち に 対 し て 、 家 庭 、 学 校 と の 関 わ

			りの中かから主 に放課後の生の 活、学習等 支援に 事業を 子ども 健全育 与し、 は、コ ティ を進め を目的 とする 。
--	--	--	---

横浜市公告第 689 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	横浜市旧南区総合庁舎跡地開発 南区花之木町3丁目48番地の1
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	J R 西日本不動産開発株式会社 代表取締役 國 廣 敏 彦 大阪市北区中之島2丁目2番7号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩 崎 高 治 東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号 ほか2者
大規模小売店舗の新設をする日	令和4年10月1日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,600 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 84台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 221台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 102.9 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 32.96 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前1時 ほか

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から翌午前1時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和2年11月2日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

南区浦舟町2丁目33番地

横浜市南区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 690 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エキニア横浜

西区北幸一丁目1番8号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋 本 勝

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常 陰 均 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋 本 勝 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ファミリーマート 代表取締役 中 山 勇 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 ほか3者	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤 田 貴 司 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 ほか3者

(4) 変更の年月日

平成29年3月31日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2

届出年月日

令和2年11月10日

3

縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 691 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横浜ショッピングデパート
西区南幸二丁目15番13号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
代表取締役 森 村 幹 夫
西区南幸二丁目1番22号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 千 原 広 司 西区南幸二丁目1番22号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森 村 幹 夫 西区南幸二丁目1番22号

(4) 変更の年月日

令和元年6月27日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年11月10日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第692号

令和3年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却に
関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
令和2年12月4日

横浜市長 林 文子

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却

(2) 履行場所

神奈川区鈴繁町8番地の1 横浜市風力発電所

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 入札参加資格

当該入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていただかなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「電力・都市ガス」に登録されている者であること。

(3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間

令和2年12月4日から令和2年12月9日まで

(2) 交付方法

横浜市ホームページ（次のアドレス）からのダウンロードによる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/denryoku/>

4 入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

(2) 2に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

5 入札及び開札

- (1) 日時及び会場
令和2年12月21日午後2時
(所在) 中区本町6丁目50番地の10
(会場名) 横浜市庁舎23階 共用会議室23-N3
 - (2) 入札方法
入札説明書に定める方法による。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金はこれを免除する。
 - (2) 契約保証金は要求することとし、買受代金額の100分の15以上とする。
- 7 入札の無効
- 次の入札は無効とする。
- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
 - (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
 - (3) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札
- 8 契約書作成の要否
- 横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。
- 9 注意事項
- この契約は、令和3年度横浜市各会計予算が令和3年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定する。
- 10 担当部署
- 中区本町6丁目50番地の10
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課（横浜市庁舎23階）
電話 045(671)2681

横 浜 市 公 告 第 693 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 江 ヶ 崎 町 310 番 の 5 、 310 番 の 7 及 び 311 番 の 1
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ
レ ン

横 浜 市 公 告 第 694 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
金 沢 区 昭 和 町 3,173 番 の 27 、 3,173 番 の 41 、 3,174 番 の 2 、 3,
174 番 の 4 及 び 3,175 番 の 4 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ
ロ エ チ レ ン 、 ジ ク ロ ロ メ タ ン 、 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 1 ,
1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物
、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 695 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
唐沢公園	南区唐沢40番の1	別図のとおり 9,461 m ²	立入禁止	令和2年12月4日から令和3年3月31日まで
平楽公園	南区平楽147番の3	別図のとおり 2,086 m ²	立入禁止	令和3年1月5日から令和3年3月31日まで
上山町中公園	緑区上山二丁目38番	別図のとおり 225 m ²	立入禁止	令和2年12月4日から令和3年3月12日まで
霧が丘二丁目公園	緑区霧が丘二丁目15番の26	別図のとおり 451 m ²	立入禁止	令和2年12月4日から令和3年2月26日まで
西八朔第一公園	緑区西八朔町75番の6	別図のとおり 232 m ²	立入禁止	令和3年1月18日から令和3年3月31日まで
吉田町第三公園	戸塚区吉田町1,379番の11	別図のとおり 1,596 m ²	立入禁止	令和3年1月6日から令和3年3月29日まで
吉田町大谷第二公園	戸塚区吉田町1,724番の20	別図のとおり 1,557 m ²	立入禁止	令和3年1月6日から令和3年3月29日まで

別図（省略）

横浜市公告第 696 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文子

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30584	鈴鹿建設株式会社横浜営業所	山田 秀雄	金沢区福浦二丁目17番6号
11697	ライフライン湘南株式会社	大野 キミ子	藤沢市善行坂1丁目4番8号
30585	株式会社サンエクスティア	鈴木 誠二郎	横須賀市阿部倉30番20号
30586	旭化成ライフライン株式会社神奈川事業所	須永 伸吾	鶴見区鶴見中央三丁目2番3号
11698	有限会社ワールド建設	三宅 敏隆	南区榎町2丁目68番地
11699	株式会社石橋水道	石橋 宏樹	大和市上和田 1,720 番地の 226
11700	浜野工業	濱野 一彦	藤沢市鵜沼神明3丁目9番13号
11701	株式会社ネクフイル	橋本 裕紀	緑区霧が丘四丁目17番地の12
11702	藤工務所	齋藤 大志	大和市林間1丁目1番18号
11703	株式会社神奈川建築職人会	小林 政道	瀬谷区橋戸二丁目2番地の1

2 指定有効期間

令和2年12月1日から令和7年10月31日まで

横 浜 市 公 告 第 697 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 11 月 9 日	00985	有 限 会 社 ハ マ ダ 管 工	濱 田 満	(新) 川 崎 市 宮 前 区 南 野 川 3 丁 目 30 番 28 号
				(旧) 川 崎 市 宮 前 区 野 川 1,183 番 地 の 6

横 浜 市 公 告 第 698 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
10919	山 田 設 備 工 業	泉 区 下 和 泉 二 丁 目 21 番 22 号	令 和 2 年 10 月 29 日

横浜市公告第 699 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

令和2年12月4日

横浜市長 林 文 子

1 放置自動車

放 置 場 所	車 名
港北区高田町	スズキ アルト
港北区高田町	スズキ セルボモード
都筑区牛久保町	ヤマハ マジェステイ
西区高島二丁目	ホンダ フュージョン
緑区竹山一丁目	ホンダ ヘリックス
都筑区南山田町	日産 シーマ
都筑区平台	スズキ ワゴン R
金沢区福浦一丁目	三菱 eKワゴン
中区弥生町	スバル R2

2 沈船等

放 置 場 所	船 名
神奈川区神奈川一丁目	海洋
神奈川区神奈川一丁目	不明

横 浜 市 公 告 第 700 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 事 業 予 定 地 の 指 定

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 に 係 る 土 地 の 一 部 を 次 の と お り 事 業 予
定 地 と し て 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 公 衆 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 施 設 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路
3 ・ 2 ・ 1 号 横 浜 藤 沢 線 （ 下 倉 田 ・ 本 郷 台 地 区 ）
- 2 指 定 に 係 る 土 地 の 区 域
栄 区 本 郷 台 三 丁 目 2,750 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 701 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和2年12月4日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名
中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 申出をすべき土地の区域
栄区本郷台三丁目2,750番の11
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・2・1号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横 浜 市 公 告 第 702 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方
都市計画法（昭和43年法律第100号）第55条第1項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第57条第2項本文の規定による土地の
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和2年12月4日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名
中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市 長 林 文 子
- 2 届出をすべき土地の区域
栄区本郷台三丁目2,750番の11
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・2・1号横浜藤沢線（下倉田・本郷台地区）

横 浜 市 公 告 第 703 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、市ヶ尾町 1636 建 築 協 定 の 認 可 申 請 が あ っ た の で、次 の と お り、
同 法 第 71 条 の 規 定 に 基 づ き 関 係 人 の 縦 覧 に 供 す る と と も に、同 法 第
72 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 を 行 う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ たい 者 は、縦 覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な
け れ ば な ら ない。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間
令 和 2 年 12 月 4 日 か ら 令 和 2 年 12 月 25 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 3 年 1 月 14 日 午 後 4 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 31 番 地 の 4
横 浜 市 青 葉 区 役 所 3 階 301 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 704 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 6 月 1 日 第 2020 開 1002 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号
京 急 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 坂 齊 素 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
金 沢 区 西 柴 一 丁 目 6 番 の 3 、 6 番 の 8 及 び 6 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 705 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 6 月 18 日 第 2020 開 1104 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 大 倉 山 一 丁 目 3 番 13 号
株 式 会 社 オ ー ク ラ ハ ウ ジ ン グ
代 表 取 締 役 椿 俊 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 1,651 番 の 1 、 1,651 番 の 2 、 1,682 番 の
2 の 一 部 、 1,683 番 の 5 の 一 部 、 1,683 番 の 6 、 1,683 番 の 9 の
一 部 及 び 1,683 番 の 10 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 706 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 7 月 28 日 第 2020 開 1605 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 町 5,061 番 地
安 西 隆
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 中 央 北 五 丁 目 3,504 番 の 1 、 3,504 番 の 9 から 3,504
番 の 12 ま で 、 3,505 番 の 3 及 び 3,508 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 707 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 8 月 5 日 第 2020 開 1307 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1 番 12 号
株 式 会 社 天 野 不 動 産
代 表 取 締 役 天 野 則 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 汲 沢 八 丁 目 2,164 番 の 1 及 び 2,164 番 の 8 か ら 2,164 番
の 12 ま で

横 浜 市 公 告 第 708 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 5 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 11 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m 及 び 5.50 m な い し 6.11 m
- 4 道 路 の 延 長
16.10 m
- 5 指 定 の 場 所
南 区 平 楽 137 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 大 幸
代 表 取 締 役 金 城 勝 鉉

横 浜 市 公 告 第 709 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 8 ・ 6 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 11 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
30.81 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 65 番 の 1 、 93 番 の 2 の 一 部 及 び 102 番 の 35 の
一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ア ー キ テ ク ト
代 表 取 締 役 太 田 勉

横 浜 市 公 告 第 710 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止する道路の指定番号
第 38 ・ 21 号
- 2 廃止年月日
令 和 2 年 11 月 17 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
65.20 m
- 5 廃止の場所
瀬谷区宮沢二丁目18番の11地先から19番の8地先まで

横 浜 市 公 告 第 711 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 38 ・ 42 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 11 月 24 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
23.00 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 和 泉 中 央 南 一 丁 目 2,805 番 の 7 地 先 か ら 2,806 番 の 13 地 先
ま で

横 浜 市 公 告 第 712 号

土 地 区 画 整 理 事 業 の 換 地 処 分

神 奈 川 羽 沢 南 二 丁 目 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 に つ い て 、 土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 103 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 換 地 処 分 を し た 旨 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る
。

令 和 2 年 12 月 4 日

横 浜 市 長 林 文 子

区 公 告

鶴見区公告第167号（令和2年11月17日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和2年11月17日

横浜市鶴見区長 森 健 二

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 38 - 28 浜 横浜	平成31年1月19日
横 28 - 00 浜 横浜	令和元年12月10日
横 16 - 71 浜 横浜	令和2年7月23日

保土ヶ谷区公告第 155 号（令和 2 年 11 月 25 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 2 年 11 月 25 日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 74 — 89 浜 横浜	令和 2 年 4 月 29 日

交通局

交通局告示第14号

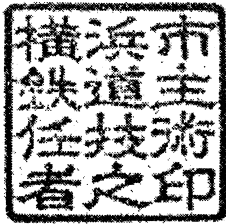

公印の廃止

次のとおり公印を廃止する。

令和2年12月4日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄一

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市鉄道主任技術者之印	令和2年12月4日	 <p>(方21ミリメートル)</p>
横浜市高速鉄道鉄道主任技術者印	令和2年12月4日	 <p>(方21ミリメートル)</p>

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年11月30日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原史樹

医療局病院経営本部規程第18号（令和2年11月30日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成24年5月病院経営局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の112.5」を「100分の110」に改める。

第21条第1項中「100分の125」を「100分の130」に、「100分の192.5」を「100分の222.5」に改め、「100分の140」とあるのは「100分の207.5」とを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条第3項）

職員		加算割合
医療局病院経営本部行政職員給料表 医療局病院経営本部技能職員給料表 の適用を受ける職員	8級に属する職員	100分の20
	7級に属する職員	100分の19.5
	6級に属する職員	100分の19
	5級に属する職員	100分の18
	4級に属する係長の職にある職員若しくはこれに準ずる者と認められる職員又は行政専門職員	100分の13
	専任職の職にある職員	100分の10
	3級に属する職員（備考2に定める職員に限る。）	100分の7.5
	3級に属する職員（備考2に定める職員を除く。）	100分の5
医療局病院経営本部医療技術・看護職員等給	7級に属する職員	100分の19.5
	6級に属する職員	100分の19

料表の適用を受ける職員	5級に属する職員	100分の18
	4級に属する係長の職にある職員若しくはこれに準ずる者と認められる職員又は行政専門職員	100分の13
	専任職の職にある職員	100分の10
	3級に属する職員（備考2に定める職員に限る。）	100分の7.5
	3級に属する職員（備考2に定める職員を除く。）	100分の5
医療局病院経営本部医療職員給料表の適用を受ける職員	5級に属する職員	100分の20
	4級に属する職員	100分の19.5
	3級に属する職員	100分の19
	2級に属する係長で診療科長の職にある職員	100分の18
	2級に属する係長（2級に属する係長で診療科長の職にある職員を除く。）	100分の13
	2級に属する職員で診療科長の職にある職員（2級に属する係長を除く。）	100分の8
	2級に属する職員（2級に属する係長及び診療科長の職にある職員を除く備考2に定める職員に限る。）	100分の7.5
	2級に属する職員（2級に属する係長、診療科長の職員及び備考2に定める職員を除く。）	100分の5
医療局病院経営本部医療職員年俸給料表の適用を受ける職員	2級に属する職員	100分の20
	1級に属する職員	100分の19.5

(備 考)

1 この表における級及び号給は、各給料表に定める職務の級及び号給をいう。

2 基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において44歳以上である職員

附 則

(施 行 期 日)

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月1日に在職する職員に対して支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和2年12月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「新期末・勤勉手当規程」という。）第5条の規定の適用については、同条第1項中「100分の130」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の107.5」とする。

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 13 号 (令 和 2 年 11 月 11 日 掲 示 済)

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 互 選 議 員 選 挙 立 候 補 者 の 届 出

令 和 2 年 11 月 16 日 執 行 の 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 互 選 議 員 選 挙
の 立 候 補 に つ い て 、 次 の と お り 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 11 月 11

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

選 挙 長 横 森 喜 久 美

氏 名	年 齢	職 名	所 属
政 村 修	58 歳	前 議 員	前 議 員
寺 田 浩	60 歳	事 務 職 員	教 育 委 員 会 事 務 局 施 設 部 教 育 施 設 課
宍 戸 秀 樹	62 歳	運 輸 職 員	交 通 局 自 動 車 本 部 保 土 ヶ 谷 営 業 所
的 場 信 也	59 歳	前 議 員	前 議 員
有 坂 昌 也	57 歳	運 輸 事 務 職 員	交 通 局 高 速 鉄 道 本 部 川 和 乗 務 管 理 所
森 田 昌 宏	50 歳	技 術 職 員	建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 指 導 課
日 下 淳	57 歳	技 能 職 員	都 筑 区 都 筑 土 木 事 務 所
高 橋 功	60 歳	運 輸 事 務 職 員	交 通 局 自 動 車 本 部 若 葉 台 営 業 所
金 子 茂 樹	47 歳	事 務 職 員	水 道 局 給 水 サ ー ビ ス 部 サ ー ビ ス 推 進 課
鈴 木 綾 乃	29 歳	事 務 職 員	消 防 局 総 務 部 人 事 課

横浜市職員共済組合公告第14号（令和2年11月17日掲示済）

横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙において当選人
と決定した者の氏名等

令和2年11月16日執行の横浜市職員共済組合組合会互選議員選挙
について、選挙の立候補者が、横浜市職員共済組法定款第9条の規
定に定める定数を超えないため、横浜市職員共済組法定款第14条第
3項の規定に基づき、当選人と決定した者の氏名は次のとおりであ
る。

令和2年11月17日

横浜市職員共済組合
理事長 平原 敏 英

定数	所 属	氏 名
10 人	前議員	政 村 修
	教育委員会事務局施設部教育施設課	寺 田 浩
	交通局自動車本部保土ヶ谷営業所	穴 戸 秀 樹
	前議員	的 場 信 也
	交通局高速鉄道本部川和乗務管理所	有 坂 昌 也
	建築局建築指導部建築指導課	森 田 昌 宏
	都筑区都筑土木事務所	日 下 淳
	交通局自動車本部若葉台営業所	高 橋 功
	水道局給水サービス部サービス推進課	金 子 茂 樹
	消防局総務部人事課	鈴 木 綾 乃